

令和7年度 栃木県市町村総合事務組合職員（地方公務員）採用試験のご案内

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務	1名程度	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

<職務内容>

栃木県市町村総合事務組合における事務全般
(栃木県自治会館内の市町村関係団体の事務を含む。)

○次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない方
- ・ 禁錮（令和7年6月以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和7年11月16日（日） 受付時間 8:30～ 9:00 教養試験 9:20～11:20 適応性検査 11:50～12:10	栃木県自治会館 宇都宮市 昭和1丁目2番16号	11月下旬に栃木県自治会館南側の掲示板に掲示し、ホームページに掲載するほか、合格者に通知します。
第2次試験	令和7年12月6日（土）又は 12月6日（土）、12月7日（日）の両日 ※具体的な日程等については、第1次試験の合格者に通知します。	栃木県自治会館 宇都宮市 昭和1丁目2番16号	12月中・下旬に受験者全員に通知します。

3 試験の方法及び内容

区 分	試 験	内 容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般知能及び教養についての択一式の筆記試験（高等学校卒業程度）
	適応性検査	職場における適応性についての検査
第2次試験	作文試験	公務員として必要な表現力、論理構成力等をみるための記述試験
	口述試験	主として人柄、性格等をみるための面接試験

4 受験手続

(1) 採用試験申込書について

- ・ 採用試験申込書は栃木県市町村総合事務組合ホームページ(<https://www.tss.or.jp/jimu/index.shtml>)からダウンロードできます。
- ・ 栃木県市町村総合事務組合（栃木県自治会館2階）でも配布しています。
- ・ 郵送をご希望の方は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書き、140円切手を貼った宛先

明記の返信用封筒（角形２号：Ａ４サイズ）を必ず同封のうえ、次の宛先まで請求してください。

〒３２０－００３２ 宇都宮市昭和１丁目２番１６号 栃木県自治会館内

栃木県市町村総合事務組合総務課

(TEL 028-625-3011)

(2) 申込方法

次の書類等を栃木県市町村総合事務組合（栃木県自治会館２階）に直接持参するか郵送してください。郵送の場合は、封筒の表面に「採用試験申込書在中」と朱書き、書留等確実な方法で送付してください。

① 採用試験申込書

所定の事項を記入し、写真（サイズ縦４cm×横３cm、上半身・無帽子・無背景、６ヶ月以内に撮影）を貼付してください。

② 受験票

氏名を記入し、申込書用と同じ写真を貼り、本人控を切り離さずに提出してください。

③ 受験票返信用封筒

受験票は、受付後、受験番号を記入し郵送にて交付いたしますので、封筒（長形３号）を用意し、１１０円切手を貼り受験者の宛先を記入し提出してください。

(3) 受付期間及び受付時間

① 受付期間

令和７年１０月１日（水）から令和７年１０月３１日（金）まで

郵送による申込みは、締切日〔１０月３１日（金）〕必着となります。

受付期間を過ぎると受理できませんので、期日に余裕を持って申込みください。

② 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

土曜日・日曜日・祝日は受け付けしません。

※ 受験票が試験日の１週間前になっても届かない場合は、栃木県市町村総合事務組合総務課までお問い合わせください。(TEL 028-625-3011)

5 受験にあたっての注意事項

試験当日は、受験票（本人控は切り離してください。）、鉛筆（HB以上の濃いもの）、消しゴムを必ず持参ください。

6 採用

最終合格者は、令和８年４月１日採用予定です。

7 給与

学歴及び経歴を考慮のうえ、初任給が決定されます。現在の職員の給与に関する条例等に基づく令和７年４月１日現在の初任給基準は次のとおりです。

大学卒業２１３，６００円 短大卒業２０１，０００円 高校卒業１８８，０００円

このほか、給与条例等に基づき通勤手当、扶養手当、地域手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、住居手当等が支給されます。

8 勤務時間等

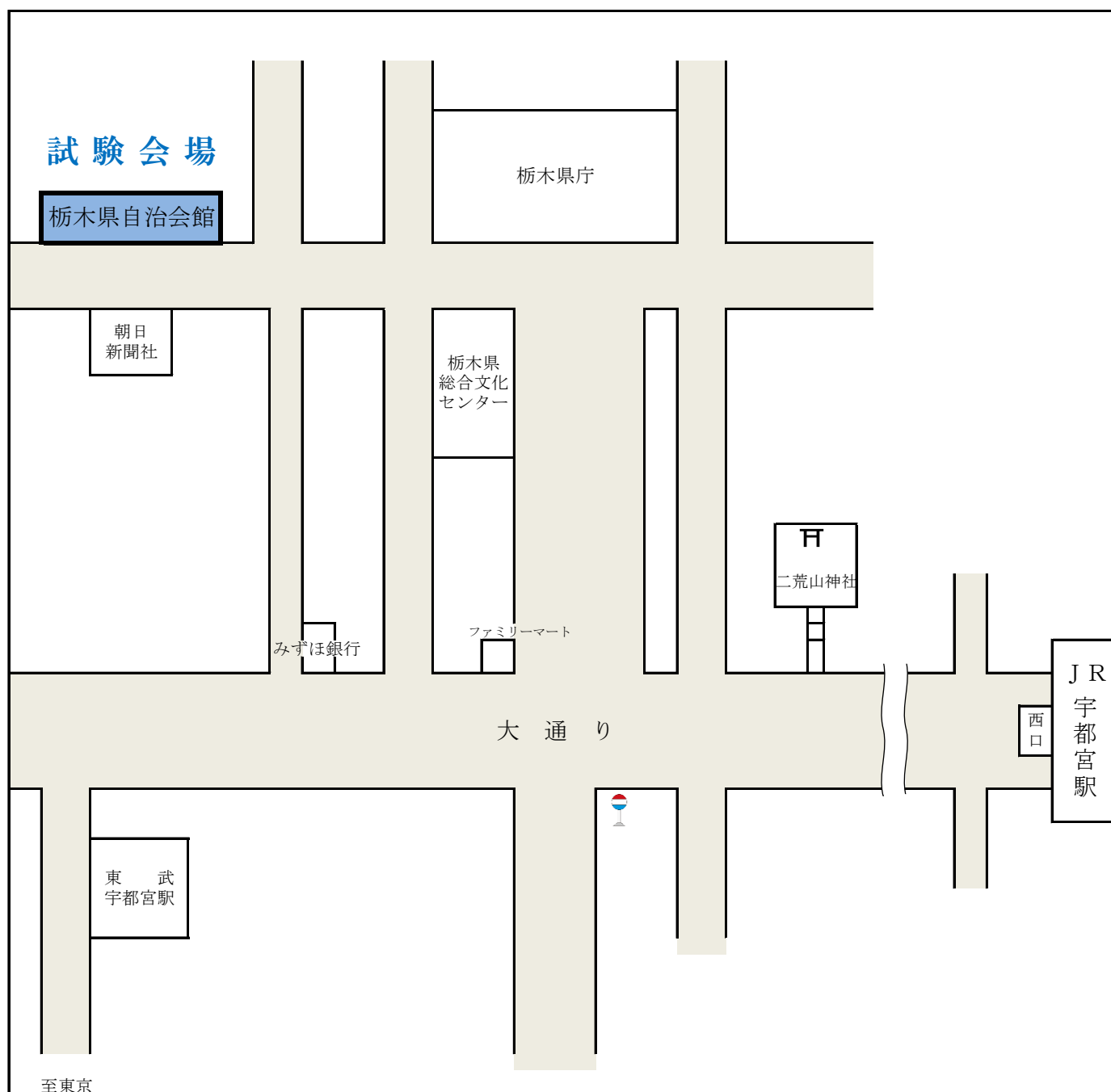
勤務時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで

休日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

休暇 有給休暇年間２０日

その他特別休暇制度等があります。

試 験 会 場（栃木県自治会館） 案 内 図



- ・ 関東バス停留所「県庁前」で下車徒歩7分
 - ・ 東武宇都宮駅より徒歩10分
- ※受験者用の駐車場はございません。

栃木県市町村総合事務組合のあらまし(令和7年4月1日現在)

○組合の概要

栃木県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき、県内市町村等の事務の一部を共同処理するため、平成18年4月1日に4つの一部事務組合を統合し設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

○組合を組織する市町村等

栃木県市町村総合事務組合を組織する市町村等は、県内の全市町（14市11町）と13の一部事務組合等です。

○組合が共同処理する事務

栃木県市町村総合事務組合が共同処理している事務は、次の5事務です。

- ・ 非常勤消防団員等の損害補償及び非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務
- ・ 市町村等職員に対する退職手当の支給に関する事務
- ・ 市町村の議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する事務
- ・ 栃木県自治会館の管理及び運営に関する事務
- ・ 消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務

○事務局

- ・ 総務課、業務課、振興課の3課及び栃木県自治会館建替担当を設置
- ・ 職員定数：15名

○市町村関係団体との関係

栃木県自治会館内に事務所を置く市町村関係団体（本組合を含む5団体）においては、市町村支援の充実と事務処理の合理化を推進するため、事務局組織の一体化を図っています。

このため、栃木県市町村総合事務組合の職員は、組合の事務のほか、他の市町村関係団体の事務も担当することとなります。

他の市町村関係団体は、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木県町村議会議長会、(公財)栃木県市町村振興協会の4団体です。